

漁業法第31条に基づく「くろまぐろ（大型魚）」の採捕の数量の公表について

漁業法（昭和24年法律第267号）第31条に基づき、本県の採捕の数量を公表します。

令和7年1月8日

富山県知事 新田 八朗



- 1 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ 30キログラム以上の大型魚
- 2 管理期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 3 対象となる採捕の種類、海域及び期間
富山県資源管理方針別紙1-5 第2 3(1)②に規定する漁業（氷見漁業協同組合定置漁業及び新湊漁業協同組合定置漁業を除く定置漁業及び漁船漁業等）
関係漁業協同組合の地先水面
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 4 割当量に対する採捕の数量の割合
93パーセント（A/B）
採捕の数量 2.90トン（A）
採捕の種類別及び海域の割当量 3.12トン（B）